

霧島市
成年後見制度利用促進基本計画
(令和5年度～令和8年度)



令和5年3月
霧島市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 霧島市における現状と課題

- 1 高齢者の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 障がい者の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 成年後見制度に関する現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第4章 施策における取組

- 1 権利擁護支援の地域連携の仕組みづくり・・・・・・・・・・ 16
- 2 制度の理解促進と適正な運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第5章 評価及び進行管理

- 1 計画の評価及び進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

資料編

- 1 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 成年後見制度の利用の促進に関する法律・・・・・・・・・・ 25
- 3 霧島市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱・・ 30
- 4 霧島市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会委員名簿・・ 31

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより、日常生活や財産管理などに支障がある方を社会全体で支え合うための制度として、平成12年から始まりました。

その後、国において、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的、かつ計画的に推進することを目的として、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「促進法」という。)が施行され、平成29年3月には「第1期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。令和4年3月には、更なる施策の推進を図るために「第2期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されています。

促進法において、市町村は、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

本市の総人口は、平成12年をピークに減少が続いていますが、65歳以上人口は増加傾向となっており、今後も高齢者人口が増加していくことや精神的な障害を抱える方の増加が予測されることから、権利擁護の取組や成年後見制度の必要性がさらに高まっていくことが予想されます。

こうした中、判断能力が十分ではない状態になり、支援が必要になっても住み慣れた地域で、その人が望むその人らしい生活を支えていくことができるよう、「霧島市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、促進法第14条の規定に基づき、本市における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画です。

福祉分野の上位計画となる「霧島市高齢者福祉計画」及び「霧島市障害福祉計画」とも整合を図り、取組を推進することとします。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間とします。

ただし、国、県等の動向を踏まえ、また、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

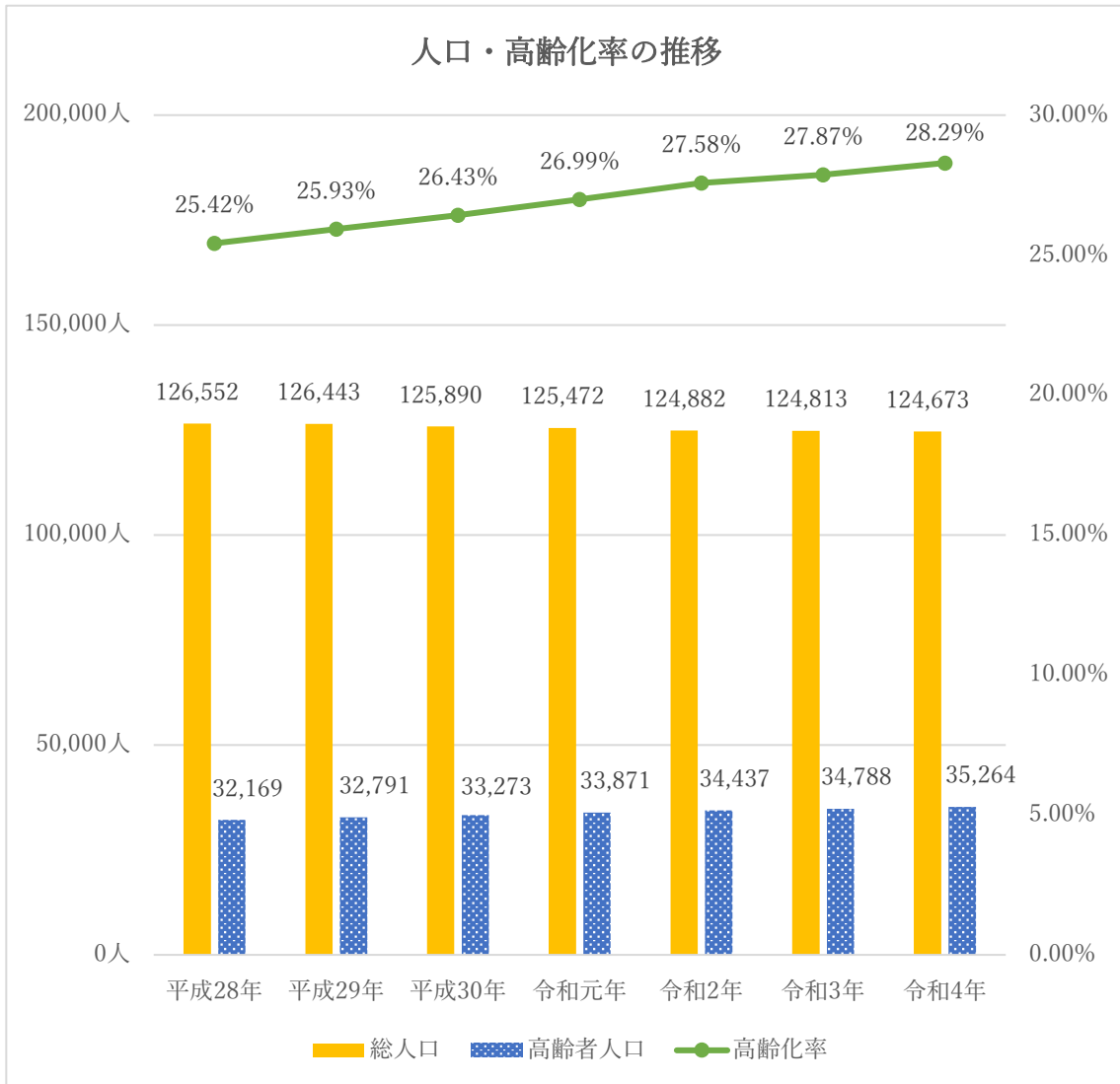
| 年度 | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | 令和9年度 (2027) |
|----|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 計画 | 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 | 次期計画 | | | 次々期計画 |
| | 障害福祉計画・障害児福祉計画 | 次期計画 | | | 次々期計画 |
| | 成年後見制度利用促進基本計画 | | | | 次期計画 |

第2章 霧島市における現状と課題

1 高齢者の現状と課題

(1) 人口と高齢化の現状

総人口は、減少傾向で推移しており、令和4年で124,673人となっています。一方、高齢者人口(65歳以上の人口)及び高齢化率(総人口に占める高齢者人口の割合)は増加傾向で推移しており、令和4年で35,264人、28.29%となっています。



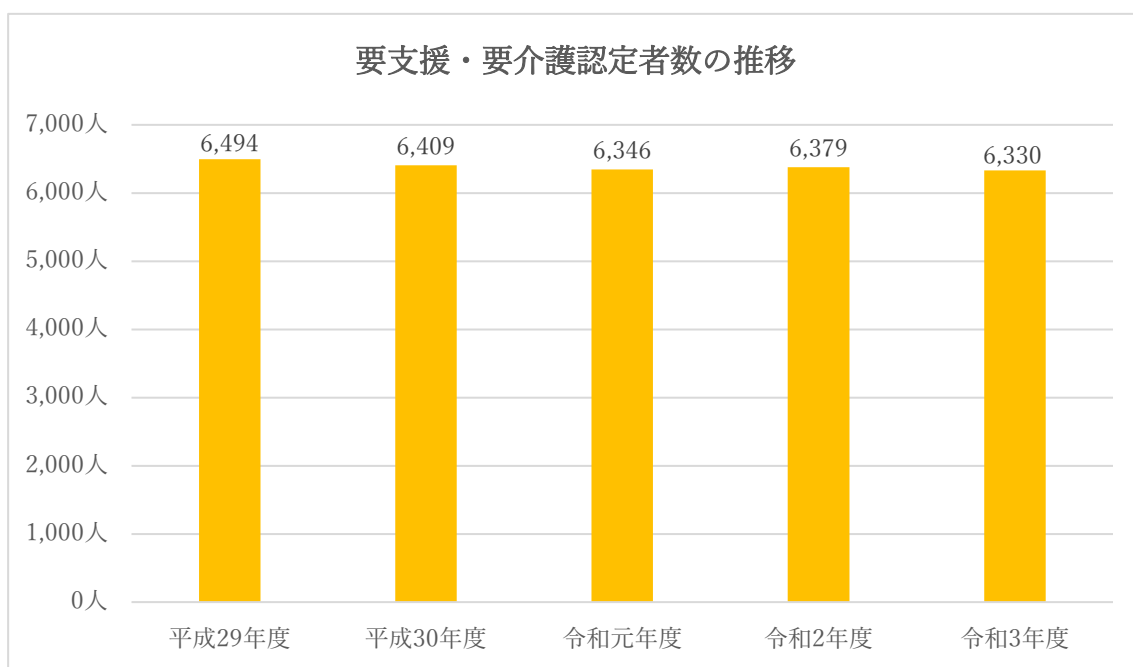
※各年10月1日現在住民基本台帳

(2)要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和3年度で6,330人となっています。

【年度別要支援・要介護認定者数】

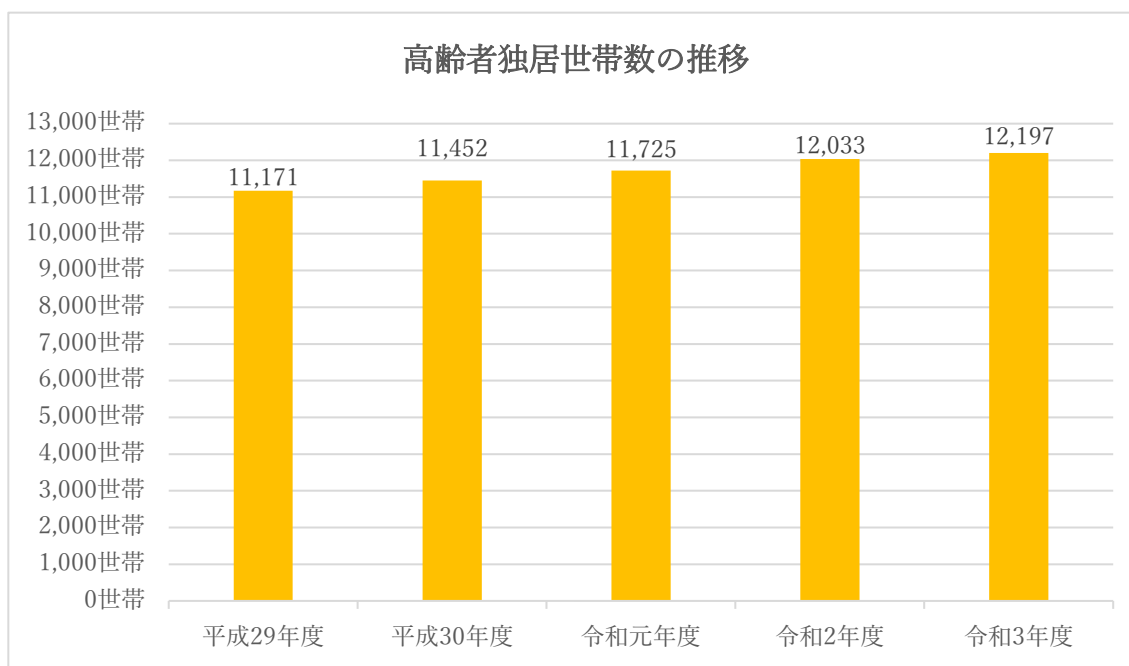
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 要支援1 | 841 | 744 | 677 | 677 | 686 |
| 要支援2 | 866 | 860 | 889 | 911 | 876 |
| 要介護1 | 1,340 | 1,427 | 1,422 | 1,432 | 1,497 |
| 要介護2 | 1,077 | 1,035 | 1,088 | 1,117 | 1,136 |
| 要介護3 | 833 | 841 | 825 | 822 | 789 |
| 要介護4 | 841 | 845 | 812 | 802 | 802 |
| 要介護5 | 696 | 657 | 633 | 618 | 544 |
| 合計 | 6,494 | 6,409 | 6,346 | 6,379 | 6,330 |



※各年度3月末日現在

(3) 高齢者独居世帯数

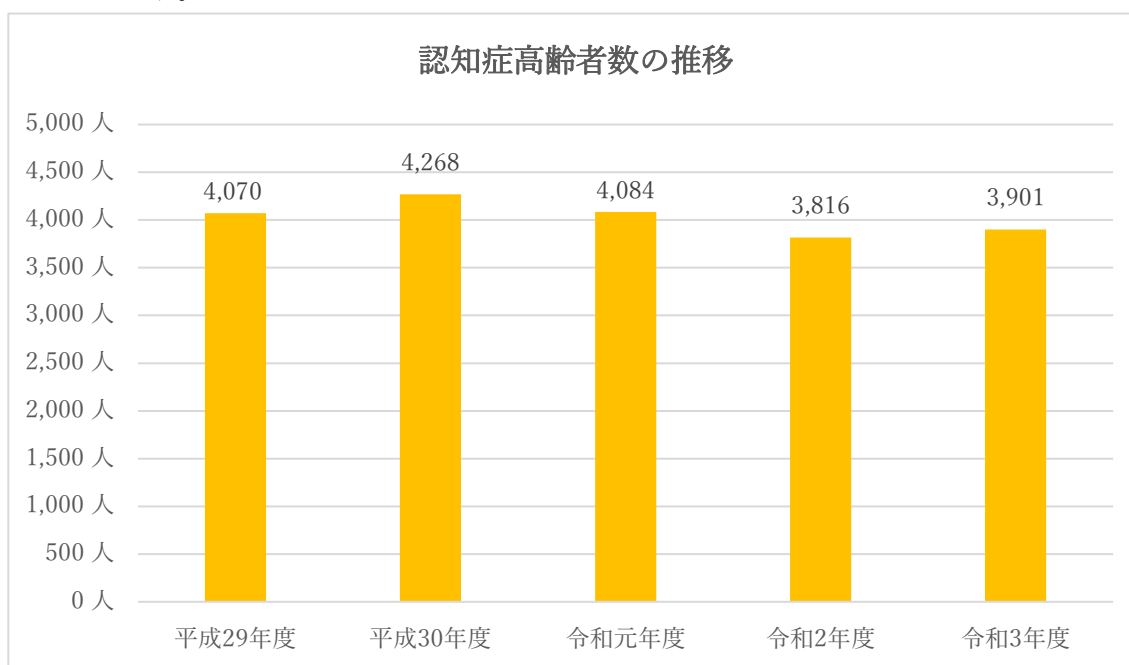
高齢者独居世帯数は、増加傾向で推移しており、令和3年度で12,197世帯となっています。



※各年度10月1日現在住民基本台帳

(4) 認知症高齢者数

認知症高齢者数(要支援・要介護認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅡ以上の人数)は、増減を繰り返しながら推移しており、令和3年度で3,901人となっています。



※各年度10月1日現在

※「認知症高齢者の日常生活自立度」とは・・・要支援・要介護認定の際に使用されており、高齢者の認知機能や症状を基に日常生活の自立度を判断するもので、7つのランク(Ⅰ、Ⅱa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ、M)に分類され、数字が大きくなるほど自立度が低くなります。

(5) 高齢者の課題

本市の高齢化率は、増加傾向で推移しており、それに伴い、要支援・要介護認定者、高齢者独居世帯、認知症高齢者の増加が見込まれ、また、地縁・血縁の希薄化等により家族や親族に頼ることができない、いわゆる「身寄り」のない高齢者の増加も懸念されます。

高齢や病気などのため判断能力が低下した状態やひとり暮らしでも安心して暮らせるよう、社会全体で支え合う成年後見制度の需要はより一層高まるものと考えられます。

そのため、認知症高齢者等の判断能力が不十分な人が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう関係機関との連携強化を図り、高齢者を地域で支え合う仕組みを更に推進する必要があります。

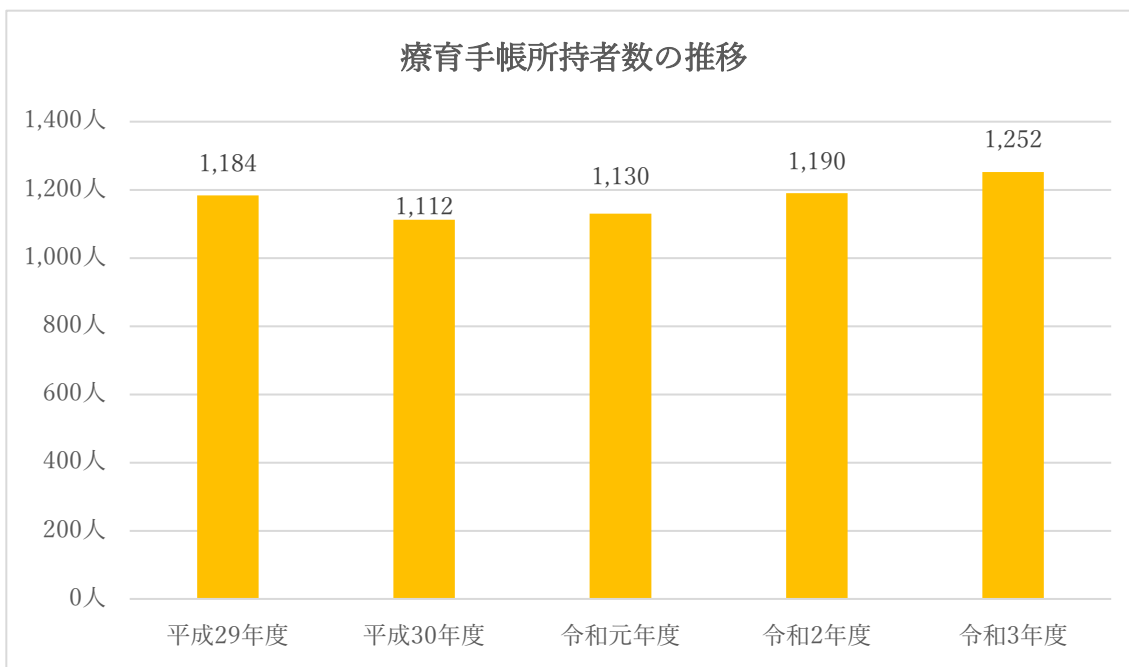
※【参考】認知症高齢者の日常生活自立度の判断基準

| ランク | 判断基準 |
|-----------|---|
| I | 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。 |
| II (a、b) | 日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。 (a=家庭外で、b=家庭内でも) |
| III (a、b) | 日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。 (a=日中を中心に、b=夜間を中心に) |
| IV | 日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。 |
| M | 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。 |

2 障がい者の現状と課題

(1)療育手帳所持者数

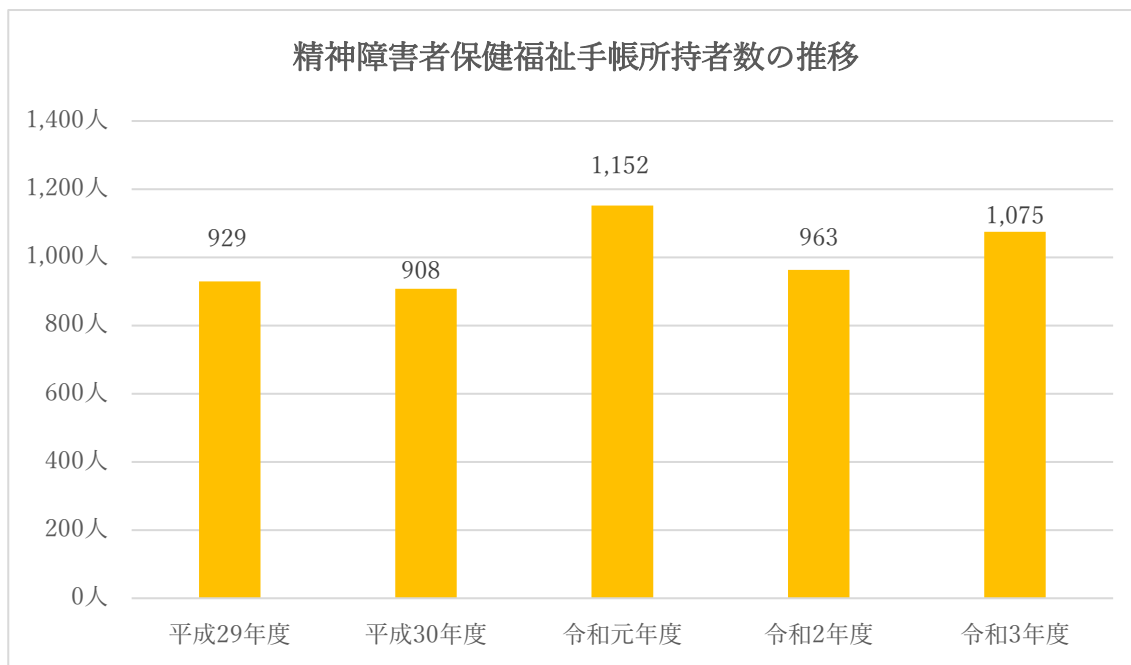
療育手帳所持者数は、令和元年度以降増加傾向で推移しており、令和3年度で1,252人となっています。



※各年度3月末日現在

(2)精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和3年度で1,075人となっています。



※各年度3月末日現在

※成年後見制度は、判断能力が不十分な方を支援する制度であるため、判断能力に関わる手帳(療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の所持者数を集計しています。

(3) 障がい者の課題

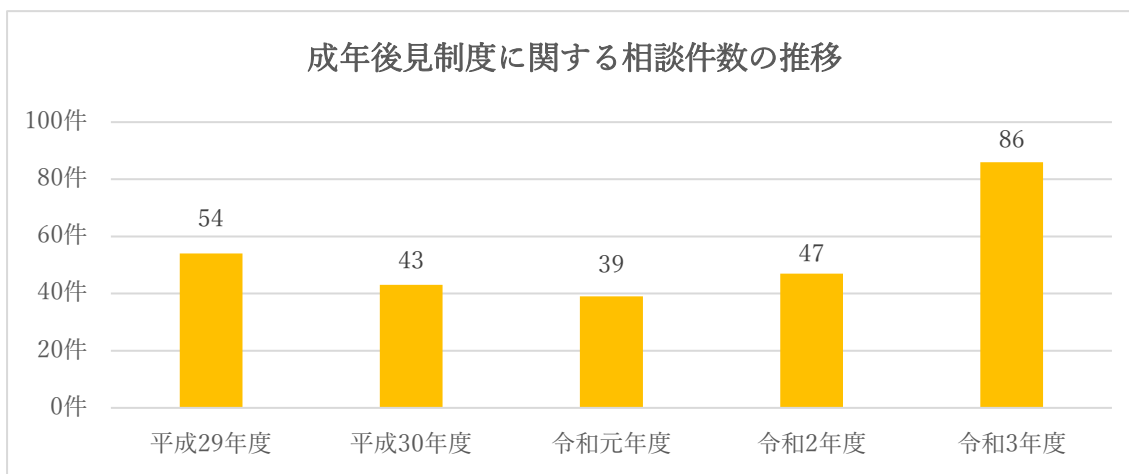
本市の療育手帳所持者数は、増加傾向で推移しており、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増減を繰り返しながら推移していますが、手帳を所持していない精神疾患に罹患している人も多く存在しており、また、障がい者の権利擁護支援は、個々の障がいの特性を理解した支援や親亡き後を見据えた長期的な支援が必要となることから、成年後見制度の需要はより一層高まるものと考えられます。

そのため、障がいのある人が、高齢者と同じく住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障がいの種別や程度だけでなく、生活環境や周囲の支援の状況等の事情を踏まえた支援の充実を図る必要があります。

3 成年後見制度に関する現状と課題

(1) 成年後見制度に関する相談件数

成年後見制度に関する相談件数は、令和2年度以降増加傾向で推移しており、令和3年度で86件となっています。



※相談内容は、「成年後見制度について知りたい」、「親族申立てについて聞きたい」、「申立て支援」、「金銭管理支援」、「福祉サービス利用支援」などの相談があります。

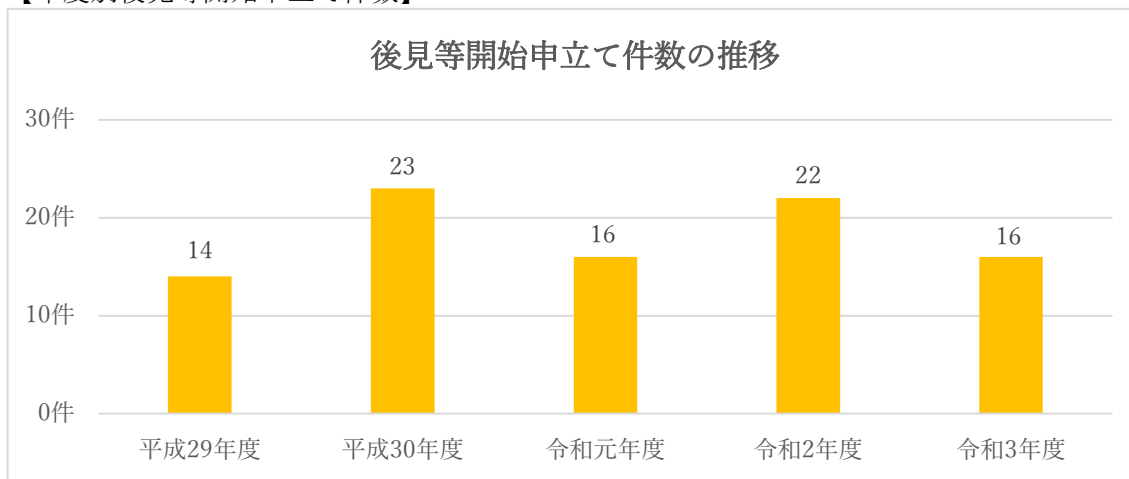
(2) 後見等開始申立て件数

後見等開始申立て件数(本人住所地が霧島市にあるものを集計)は、増減を繰り返しながら推移しており、令和3年度で16件となっています。

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 後見 | 11 | 19 | 14 | 20 | 10 |
| 保佐 | 2 | 3 | 1 | 1 | 6 |
| 補助 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 任意後見 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 合計 | 14 | 23 | 16 | 22 | 16 |

※資料提供：鹿児島家庭裁判所

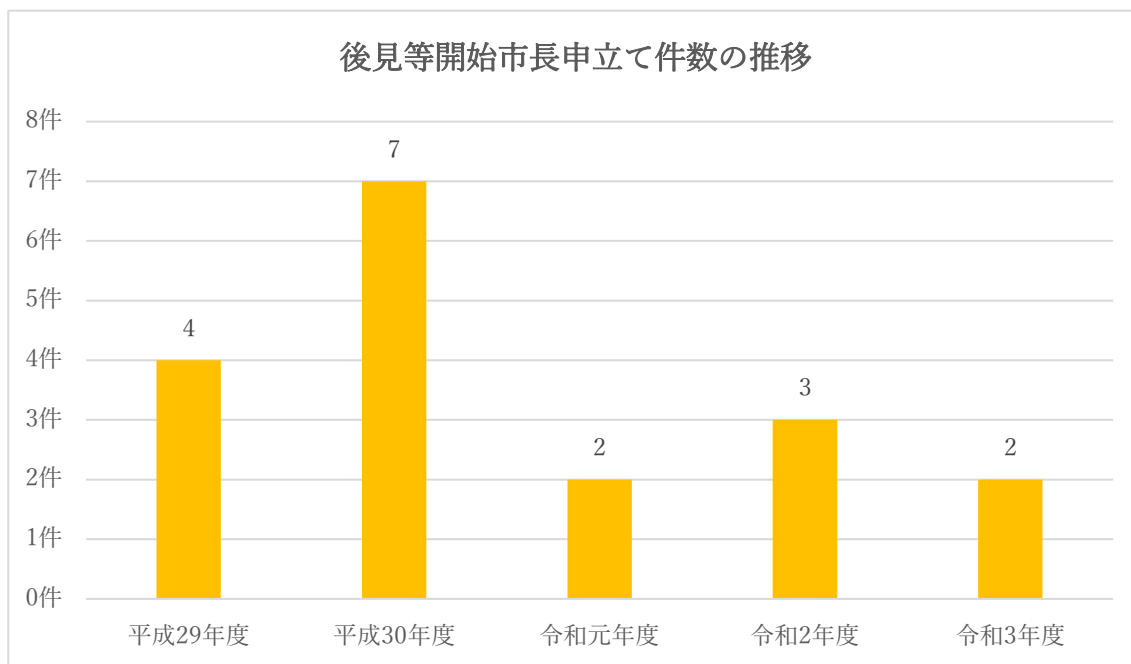
【年度別後見等開始申立て件数】



※鹿児島家庭裁判所の自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同、訂正が生じることがあります。

(3) 後見等開始市長申立て件数

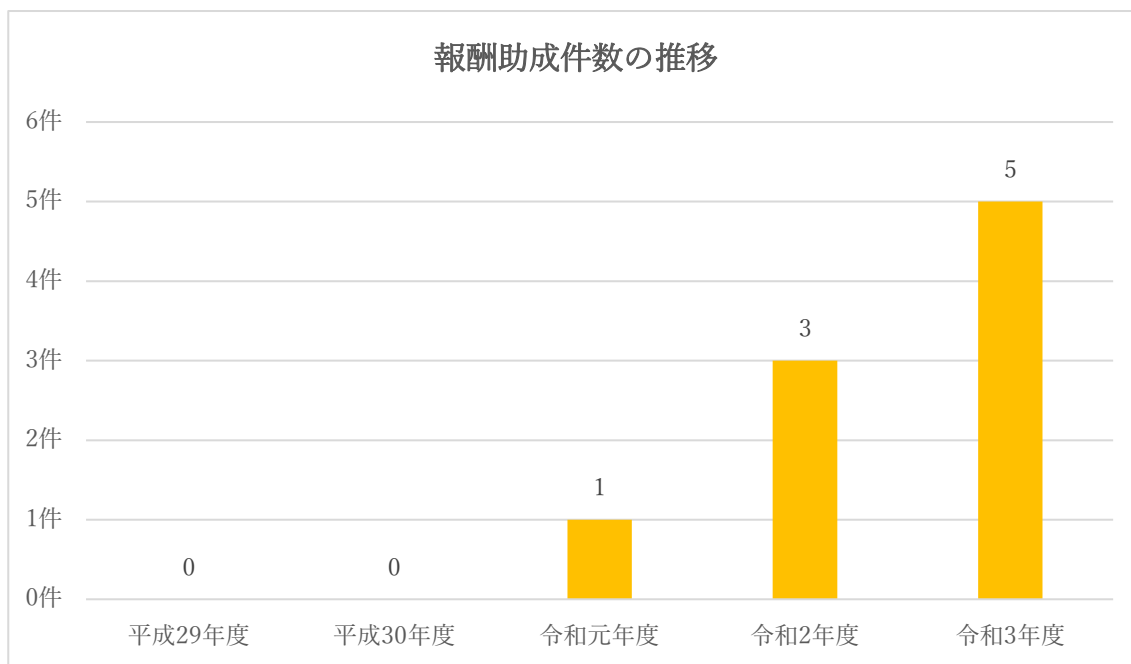
後見等開始市長申立て件数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和3年度で2件となっています。



(4) 報酬助成件数

本市では活用できる資産や貯蓄がない等の理由で、後見人等への報酬を負担することが困難な場合に報酬費用の助成を行っています。

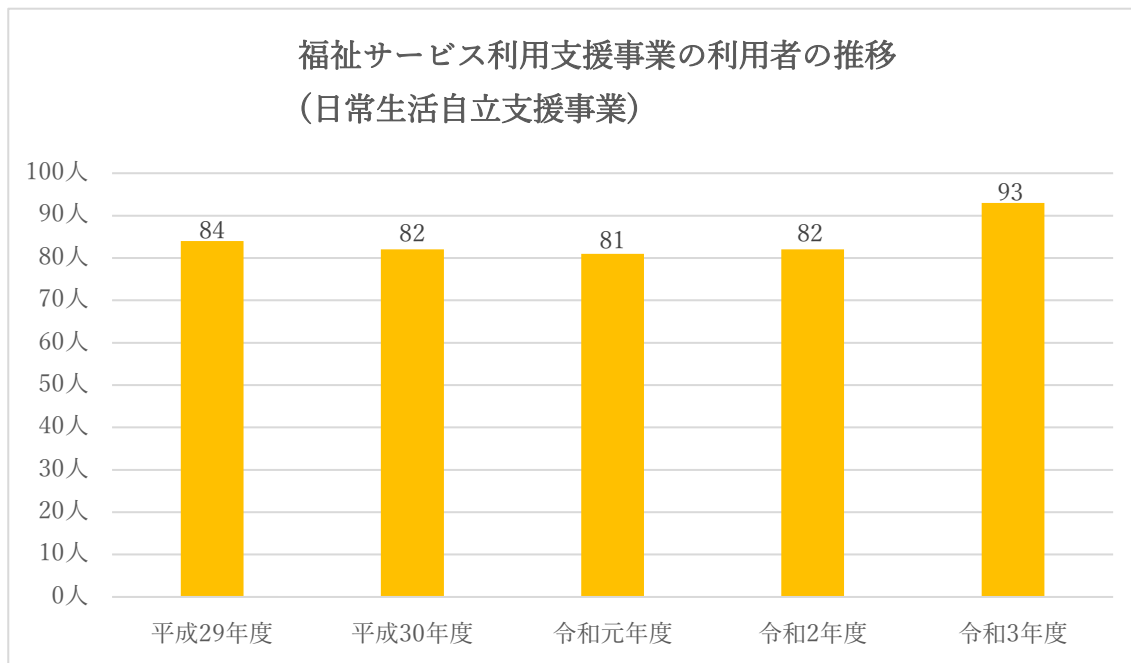
助成件数は、令和元年度以降増加傾向で推移しており、令和3年度で5件となっています。



(5)福祉サービス利用支援事業(日常生活自立支援事業)の利用者数

福祉サービス利用支援事業(日常生活自立支援事業)は、判断能力が不十分な方が地域で安心して生活できるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもので、霧島市社会福祉協議会が実施しています。

利用者数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和3年度で93人となっています。



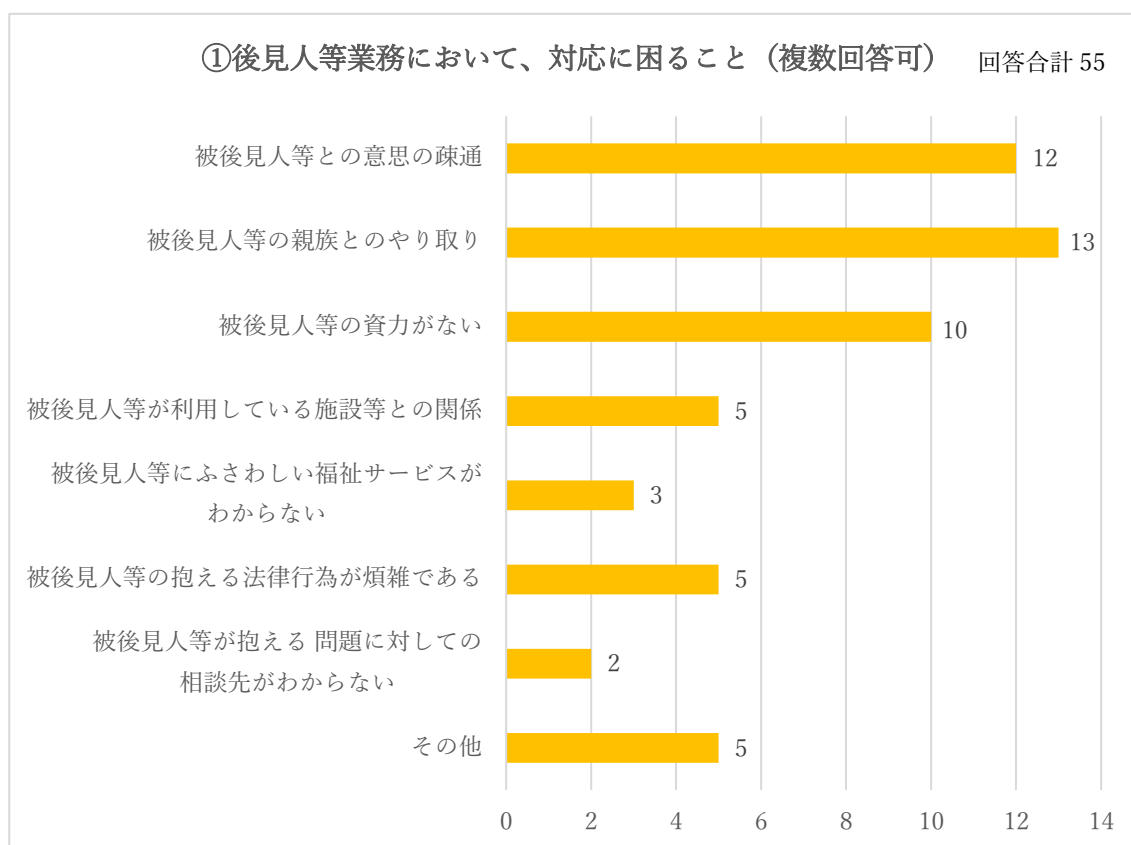
(6) 成年後見制度に関する実態把握調査

本計画を策定するにあたり本市の成年後見制度に関する現状及び課題把握のために令和3年10月に実態把握調査を実施し、霧島市、始良市、伊佐市、湧水町等の専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士)より27人、医療・福祉施設(医療機関・高齢者施設・障害者施設)より103人の方から回答が得られました。

【回答結果】

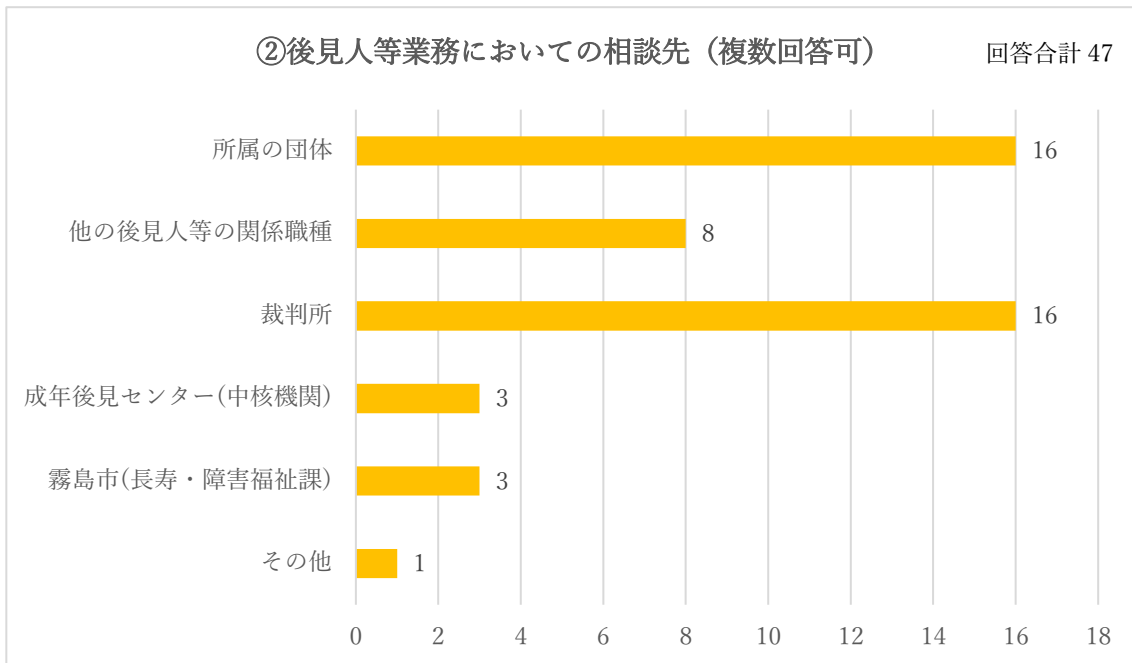
①後見人等業務において、対応に困ること(※専門職への質問)

「被後見人等との意思の疎通」、「被後見人等の親族とのやり取り」との回答が多く見られました。「被後見人等にふさわしい福祉サービスがわからない」との回答もあったことから、認知症や障がい特性等の理解を深めるための研修や情報交換の場を定期的に設けたり、チームで取り組み補っていく必要があります。



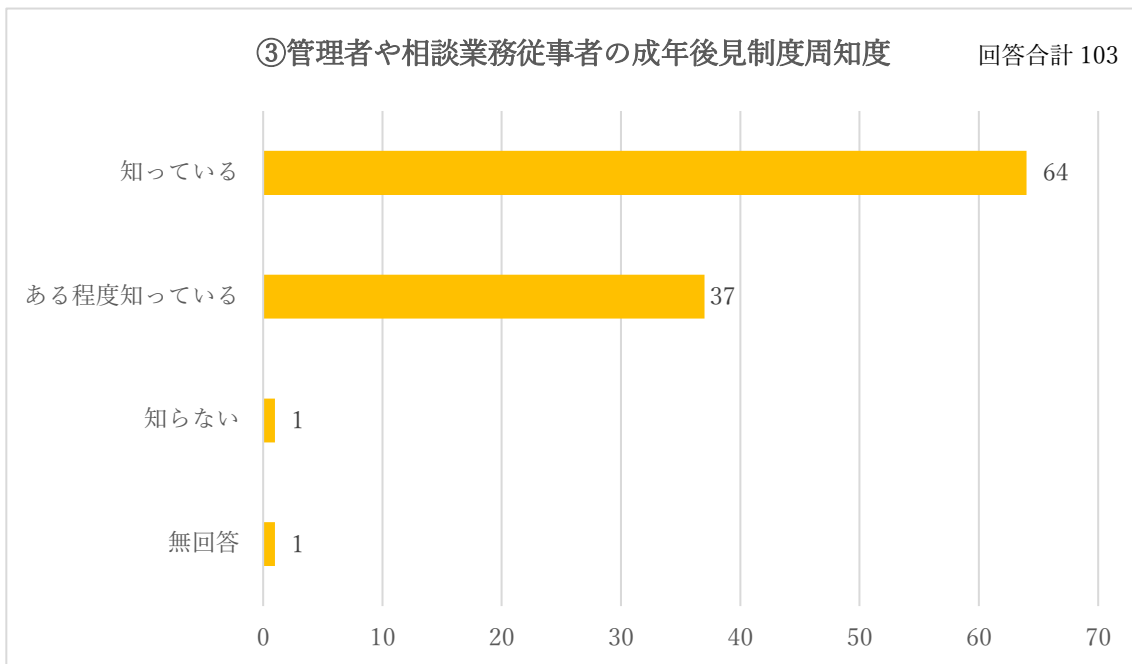
②後見人等業務における相談先（※専門職への質問）

「所属の団体」、「他の後見人等の関係職種」、「裁判所」との回答が上位を占めており、「成年後見センター(中核機関)」や「霧島市(長寿・障害福祉課)」との回答が少なかったことから、普及啓発と連携体制の構築を行っていく必要があります。



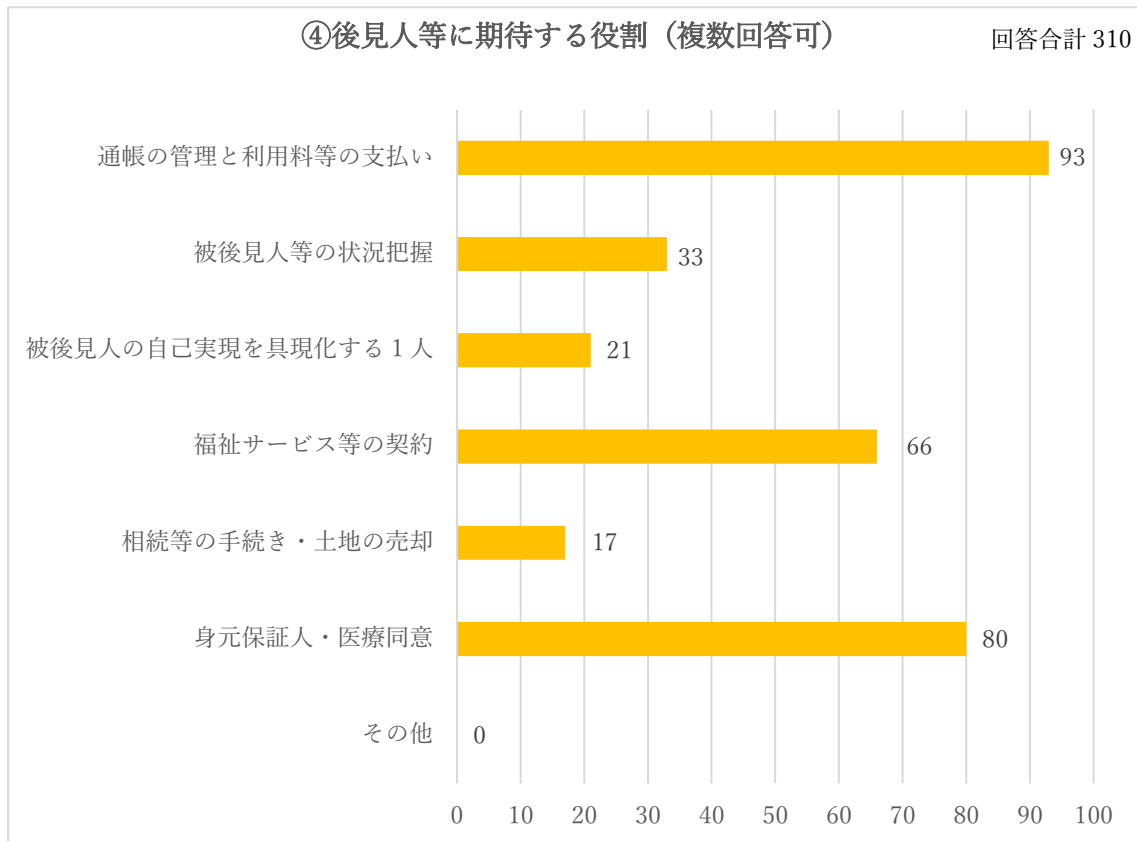
③管理者や相談業務従事者の成年後見制度周知度（※医療・福祉施設への質問）

後見制度の認知度は高いですが、「ある程度知っている」との回答も多いため、正しい知識を身に付けていただくため、更なる啓発に努める必要があります。



④後見人等に期待する役割（※医療・福祉施設への質問）

期待する役割として「通帳の管理と利用料等の支払い」、後見人等の権限として与えられていない「身元保証人・医療同意」との回答が多く見られました。福祉サービス利用支援事業(日常生活自立支援事業)との違いや制度間の連携、後見人等もチームの一員であることの周知、できること・できないことの説明や身寄り問題対策との連携を行っていく必要があります。



⑤成年後見制度の利用促進のために必要なこと（自由記述）

「気軽に相談できる体制作り」、「申請手続きの支援」、「周知・広報活動」、「中核機関を中心に本人に一番最適な後見人等人選の実施」、「任意後見制度の周知」、「本人や家族、支援者が制度を理解できる機会を作る」、「本人の意思決定支援や地域の関係機関との連携支援」、「勉強会や講座の開催」等の回答がありました。

(7)成年後見制度に関する課題

高齢者、障がい者の現状から成年後見制度の需要は増加していると思われませんが、本市の後見等申立て件数は伸びていない状況であり、制度が必要である人に支援が行き届いていないと考えられます。

今後の利用促進のために相談しやすい環境作り、制度の周知や理解を図る普及啓発、チームで取り組むことができる体制作りなどを行いながら、本人の意向に寄り添った支援を行っていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の理念や国の基本計画の基本的な考え方に基づき、すべての市民が意思を尊重され自分らしい生活を継続することができるよう、本計画の基本理念は、次のとおりとします。

| |
|--|
| 基本理念 |
| 誰もが住み慣れた地域で共に支え合いながら尊厳をもって その人らしい生活を継続することができるまちづくり |

2 基本目標

本市では、基本理念に基づき、次のとおり基本目標を定めました。

| | |
|-------|--------------------|
| 基本目標Ⅰ | 権利擁護支援の地域連携の仕組みづくり |
| 基本目標Ⅱ | 制度の理解促進と適正な運用 |

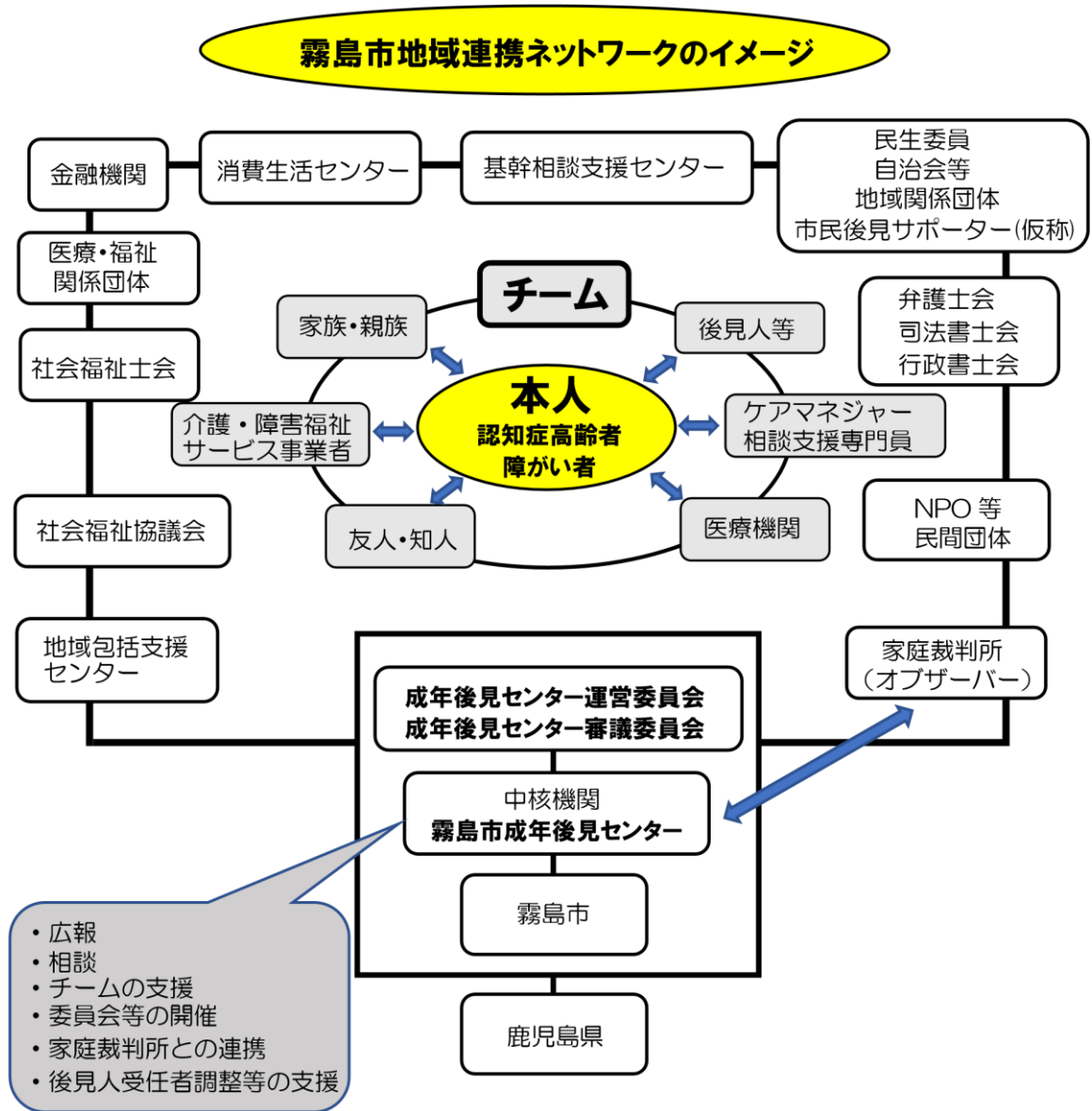
3 施策の体系

| 基本理念 | 基本目標 | 施策 | 取組 |
|---|----------------------|----------------------|---|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 誰もが住み慣れた地域で共に支えあいながら尊厳をもって その人らしい生活を継続することができるまちづくり </p> | I 権利擁護支援の地域連携の仕組みづくり | 1 権利擁護の地域連携ネットワークの構築 | (1) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援 (2) 早期の段階からの相談・対応体制の整備 (3) 意思決定支援・身上監護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築 |
| | | 2 中核機関としての機能の整備 | (1) 広報機能の整備 (2) 相談機能の整備 (3) 成年後見制度利用促進機能の整備 (4) 後見人支援機能の整備 |
| | II 制度の理解促進と適正な運用 | 1 制度の広報・啓発 | (1) 制度や相談窓口の周知 (2) 医療、福祉職等の支援者への制度の理解促進 |
| | | 2 後見人等への支援 | (1) チームへの支援体制の構築 (2) 適正な運用 |

第4章 施策における取組

| | |
|--------|--------------------|
| 基本目標 I | 権利擁護支援の地域連携の仕組みづくり |
|--------|--------------------|

地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みの構築を目指します。



※「チーム」とは・・・本人を中心に家族・親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人等が一緒になって、意思や状況を継続的に把握し、伴走していく体制

施策1 権利擁護の地域連携ネットワークの構築

地域連携ネットワークとは、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

市民や地域と共に、関係機関、専門職、家庭裁判所、行政などが一体的に連携・協力し、地域で支え合う「地域連携ネットワーク」を構築します。

(1) 権利擁護の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援が必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続きを自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人）の早期発見や速やかに必要な支援につなげるために、本人とその家族、後見人等を取り巻く地域の関係者と連携を図ります。

(2) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、広報、周知を行い相談窓口等の体制を整備します。

(3) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、専門職（弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士等）と連携・協力し、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

施策2 中核機関としての機能の整備

地域連携ネットワークを整備し、委員会等を適切に運営していくために、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等を蓄積し、地域における連携・対応強化の推進役としての役割となるよう機能整備します。

(1) 広報機能の整備

①地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉、医療、地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、自ら声を挙げることができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努めます。

②中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関（弁護士会・司法書士会・行政書士会・社会福祉士会、市役所の各窓口、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、自治会等）と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮します。

(2) 相談機能の整備

相談窓口では、適切な制度の利用を支援します。相談時には、後見類型だけでなく、保佐・補助類型及び任意後見も考慮します。また、各団体・機関等の関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて専門職（弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士等）と連携を図り、後見等ニーズの把握、見守り体制に係る調整を行います。

本市は、10の日常生活圏域（国分北、国分、国分南、溝辺、横川、牧園、霧島、隼人北、隼人南、福山）に分かれているため、各圏域ごとに市民後見サポーター（仮称）を配置し、相談しやすい体制を整えます。

※「市民後見サポーター（仮称）」とは・・・市民後見人養成講座の修了後に登録された方

(3) 成年後見制度利用促進機能の整備

- ①後見人候補の推薦については、成年後見センター審議委員会において成年後見制度の利用の可否、市長申立ての可否を判断し、専門職団体（弁護士会・司法書士会・行政書士会・社会福祉士会等）と連携し、適切な後見人等候補者を推薦する体制を目指します。
- ②成年後見制度の利用ニーズの増加に備えて鹿児島県とも連携して、市民後見人を育成するための研修を実施します。
- ③福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）の利用者のうち、保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度への円滑な移行を進めます。

(4) 後見人支援機能の整備

- ①親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、チームによる日常的な本人の見守りにより、状況を継続的に把握する体制をつくります。また、専門的知見が必要なケースに備え専門職団体の協力を得られる仕組みをつくります。
- ②家庭裁判所と情報共有し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その心情に配慮して行われるよう、後見人を支援します。特に、本人の福祉・生活の質の向上の観点から本人と後見人との関係がうまくいかなくなっている場合や外の支援体制への切換えが望ましいと考えられる場合においては、本人の権利擁護を図るために、後見人の交代等に迅速・柔軟に対応できるよう、家庭裁判所との連絡調整を行います。

| | |
|-------|---------------|
| 基本目標Ⅱ | 制度の理解促進と適正な運用 |
|-------|---------------|

地域連携ネットワークにおいて中核機関はもとより、それ以外の構成メンバーについても、後見制度（後見・保佐・補助類型）及び任意後見制度について広報に取り組み、制度の理解促進を図ります。また、後見人選任後、後見人だけに負担が掛からないようにチームでの対応を促進し、制度における適正な運用にも努めます。

施策1 制度の広報・啓発

成年後見制度の利用の促進に関する施策を計画的に推進することを目的として、平成28年に制度の利用の促進に関する法律が公布されましたが、令和元年12月に内閣府により実施された「認知症に関する世論調査」の成年後見制度の認知度に関する調査結果を見ると「判断能力が不十分な方の権利や財産を守る制度である」ことを知っている人は約4割、「任意後見制度」について知っている人は約3割でした。一方で成年後見制度の内容を知らない人が約半数に上がっており、制度が十分に知られていないことがわかる結果となりました。

制度の利用状況についても、令和2年における認知症患者約600万人に対して、成年後見制度の利用者数は232,287件で割合は約3.8%に留まっており成年後見制度の普及が進んでいないことがわかりました。

また、本市で令和3年10月に実施した医療・福祉関係機関への実態調査において「管理者や相談業務従事者は、後見制度をご存じですか？」の問いに対して「知っている」が64人（62.7%）、「ある程度知っている」が37人（36.3%）、「知らない」が1人（1%）となっています。

制度を知っていても十分理解されていない方も多くいると思われるため、正しい成年後見制度の周知、普及が進むよう制度の広報・啓発に取り組みます。

(1) 制度や相談窓口の周知（※相談窓口についてはP20参照）

- ①市、社協ホームページへの掲載
- ②リーフレットの作成及び配布
- ③社協だよりへの掲載
- ④社協SNSへの掲載
- ⑤「FMきりしま」の活用
- ⑥「南九州ケーブルテレビネット」の活用
- ⑦市政に対する理解を深めてもらうための出前講座の活用
- ⑧市広報誌への掲載 他

(2) 医療、福祉職等の支援者への制度の理解促進

- ①医療、福祉職ほか、民生委員、民間団体等、支援者に対する講座の開催
- ②「支援者のための成年後見制度活用ハンドブック」の活用
- ③シンポジウムの開催

施策2 後見人等への支援

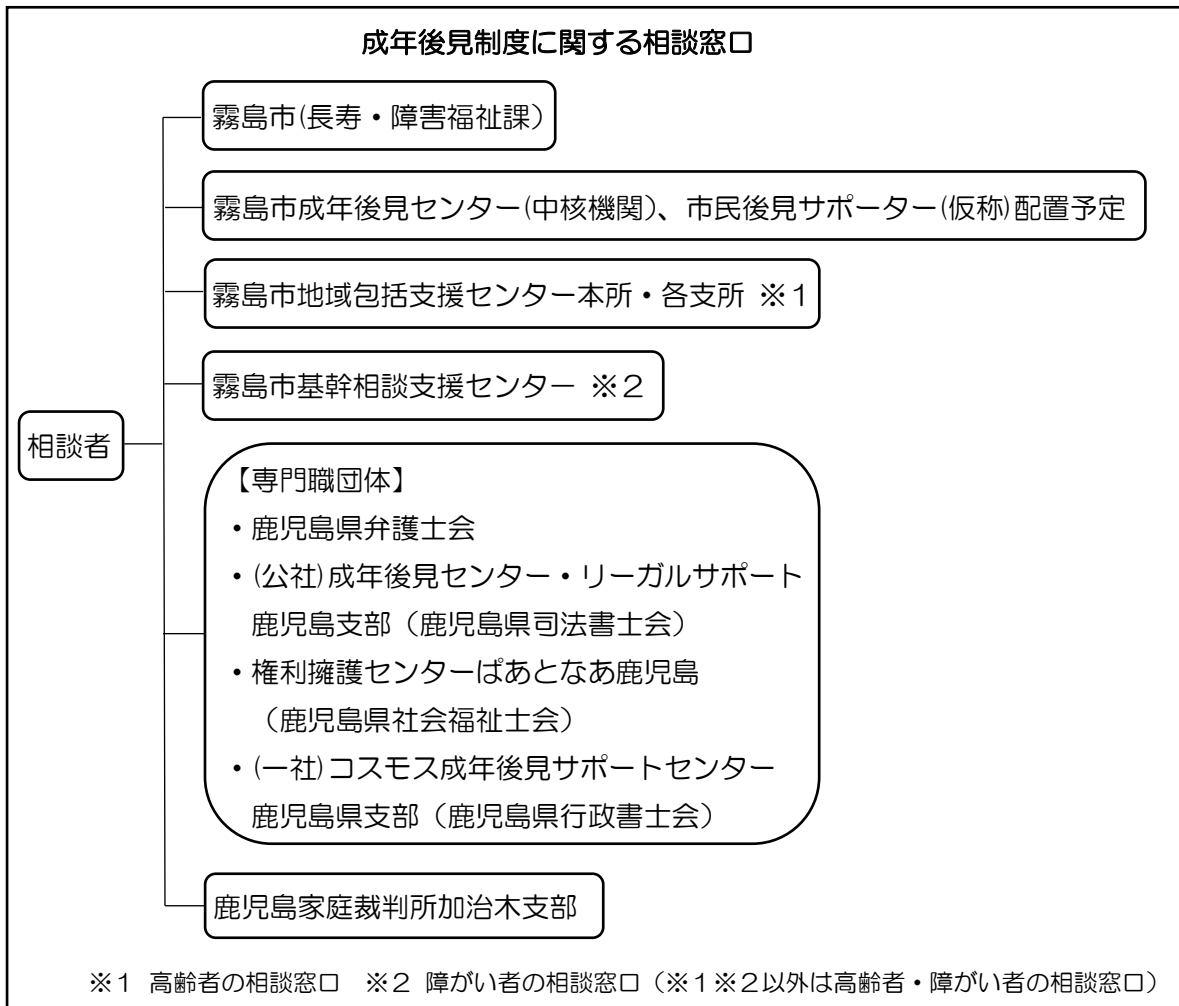
法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適正に対応するための体制づくりを推進します。

(1) チームへの支援体制の構築

- ①本人・後見人等を支援する「チーム」に対して、必要に応じてチーム会議が行われるよう支援・調整を行います。
- ②本人の能力や状態の変化、付与されている権限の妥当性や必要性の検討等、本人にふさわしい支援が行われているかの検討を行います。
- ③親族後見人等の報告書類作成の相談に応じ、具体的な支援を行います。
- ④親族後見人や市民等が、常時相談でき、適切な支援が受けられるような機会（相談窓口、研修会、集い等）を設けます。

(2) 適正な運用

地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制を整備することで、成年後見制度の適正な運用ができるよう取り組みます。



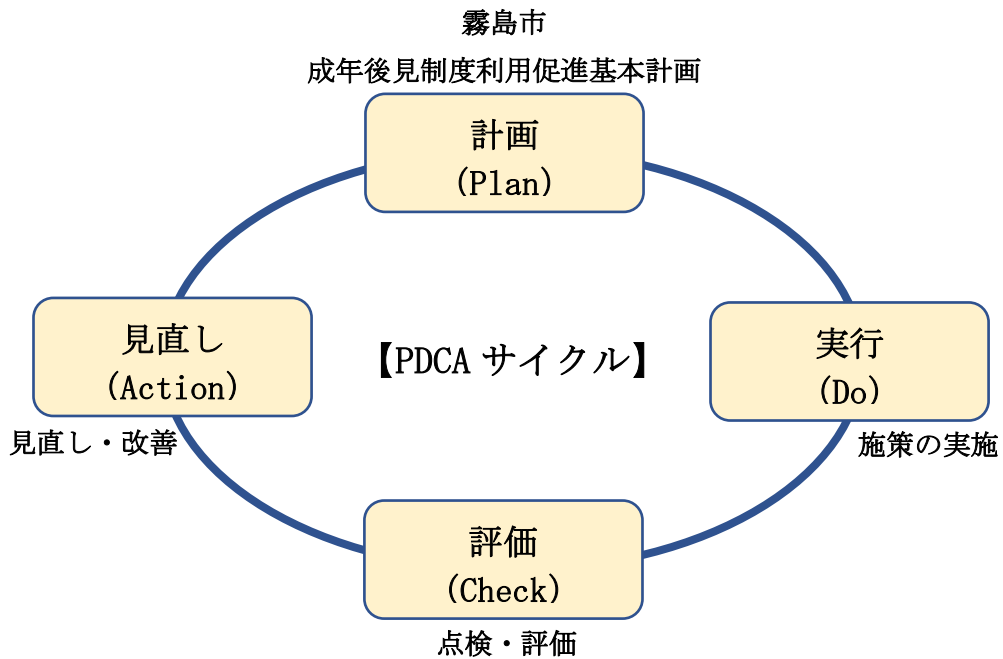
第5章 評価及び進行管理

1 計画の評価及び進行管理

関係機関と連絡・調整を図りながら、本計画を実行していきます。

また、本計画を実効性のあるものとするため、PDCAサイクルに沿って目標の達成状況を定期的に点検・評価を行い、進行管理に努めます。

併せて、継続的に改善を図ります。



資料編

資料1

用語解説

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護施設入所等の契約を結んだりする必要があっても、自分でこれらを行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度は大きく分けると「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

法定後見制度

法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、本人の判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できるようになっています。

家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

任意後見制度

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、財産管理等に関することについて代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。

これにより、本人の判断能力が不十分になった場合に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督の下、本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

【法定後見制度の種類と内容】

| 種類 | | 後見 | 保佐 | 補助 |
|---------------|-------------|--------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 利用できる人 | | 日常生活で、判断能力がほとんどない人 | 日常生活で、判断能力が著しく不十分な人 | 日常生活で、判断能力が不十分な人 |
| 支援する人 | | 成年後見人 | 保佐人 | 補助人 |
| 支援する人が与えられる権限 | 代理権 (※1) | 本人が行うすべての法律行為 | 本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為 | |
| | 同意権 (※2) | 日常生活に関する行為以外のすべての行為 (取消権のみ) | 法実上定められた重要な行為 | 本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為 |
| | 取消権 (※3) | (※4) | | |

(※1) 成年後見人等が本人に代わって財産管理や契約など法律行為を行える権限です。

(※2) 本人が契約など法律行為を行う場合に、成年後見人等の同意が必要であるという権限です。

(※3) 成年後見人等の同意がないまま、本人が法律行為を行った場合に、その法律行為を取り消せる権限です。

(※4) 日用品（食料品や衣料品等）の購入など「日常生活に関する行為」については、取り消しの対象になりません。

市長申立て

親族等による後見等開始の審判申立てが困難な高齢者や障がい者について、本人の福祉を図るため特に必要があると認めるときに、老人福祉法などを根拠として、市町村が申立てを行うことができます。

市民後見人

弁護士や司法書士などの資格を持たず、本人と親族関係及び交友関係が無く、社会貢献のため地方自治体等が行う後見人養成講座などにより、成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けて、家庭裁判所により成年後見人等として選任された方です。

社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した活動を行っています。

地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、地域住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、介護予防支援や包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）を地域において一体的に実施する役割を担う中核的な機関です。権利擁護業務の中に成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応などがあります。

基幹相談支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・精神保健福祉士等を配置して、地域における障がい者の相談支援を担う中核的な機関として、総合的・専門的な相談支援、権利擁護・虐待の防止などの業務を実施しています。

日常生活圏域

市町村の住民が日常生活を営んでいる地域として地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付対象サービスを提供する施設等の整備その他の条件を総合的に勘案して定める区域のことです。

目次

- 第一章 総則(第一条—第十条)
- 第二章 基本方針(第十一条)
- 第三章 成年後見制度利用促進基本計画(第十二条)
- 第四章 成年後見制度利用促進会議(第十三条)
- 第五章 地方公共団体の講ずる措置(第十四条・第十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
- 二 保佐人及び保佐監督人
- 三 補助人及び補助監督人
- 四 任意後見人及び任意後見監督人

2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年被後見人
- 二 被保佐人
- 三 被補助人
- 四 任意後見契約に関する法律(平成十一年法律第百五十号)第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

(基本理念)

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われる

とともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

- 2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。
- 3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関(法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。)、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の努力)

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方

針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 二 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 三 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 四 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。
- 六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。
- 七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。
- 八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。
- 九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年

後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画(以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 成年後見制度の利用の促進に関する目標

二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 成年後見制度利用促進会議

(設置及び所掌事務)

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

第五章 地方公共団体の講ずる措置

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(都道府県の講ずる措置)

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

令和4年7月14日

告示第157号

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定に基づき、本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「計画」という。）を策定するため、霧島市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項について協議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 法律関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 行政関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定業務完了時までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下本条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、長寿・障害福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

資料 4

霧島市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会委員名簿

| 氏名 | 組織（所属団体等） | 備考 |
|--------|------------------------------------|------|
| 山口 政幸 | 法律関係者（鹿児島県弁護士会） | 委員長 |
| 早崎 直智 | 法律関係者（鹿児島県司法書士会） | 副委員長 |
| 野田 隆峰 | 医療関係者（松下病院医師） | |
| 高木 ゆいか | 医療関係者（松下病院地域連携室長） | |
| 久保山 靖 | 法律関係者（一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター鹿児島支部） | |
| 中山 誠 | 福祉関係者（霧島市民生委員児童委員協議会連合会） | |
| 黒岩 尚文 | 福祉関係者（霧島市地域密着型サービス事業者連合会会長） | |
| 藤田 満 | 福祉関係者（霧島市社会福祉協議会副会長） | |
| 田上 孝子 | 福祉関係者（霧島市消費生活センター） | |
| 小倉 正実 | 行政関係者（霧島市福祉事務所長） | |

【オブザーバー】

| | | |
|-------|-------------------------------------|--|
| 仮上 謙一 | 法律関係者（鹿児島家庭裁判所加治木支部主任書記官） | |
| 西迫 正裕 | 法律関係者（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部） | |

霧島市成年後見制度利用促進基本計画

令和5年3月

編 集：霧島市保健福祉部長寿・障害福祉課

住 所：〒899-4394

鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号

電 話：0995-45-5111（代表）

U R L：http://www.city-kirishima.jp